

製品安全データシート

平成17年 1月17日改訂

1. 製造者情報

【会社名】株式会社 オーデック
 【住所】東京都大田区東馬込2-19-10第7下川ビル
 【担当部門】エアゾール製品担当部
 【電話番号】03-3774-5259 【FAX番号】03-3776-0881
 【緊急連絡先】03-3774-5259/03-3771-6803

2. 製品名 ペントール

3. 製品仕様 エアゾール

4. 物質の特定

【単一製品・混合物の区別】 混合物
 【化学名】有機モリブデン配合の潤滑油と液化石油ガス(L.P.G)の混合物
 【成分、含有量及びその他情報】

成分	含有量	官報公示整理番号	CASNo
有機モリブデン	1W/%		
塩化メチレン	3W/%	(2)-36	75-09-2
高級マシニングオイル	3W/%		
精製スピンドルオイル	6W/%		
芳香族系溶剤	4W/%		
ケロセン	16W/%	対象外	
N-パラフィン	25W/%	(2)-10	
液化石油ガス	42W/%	対象外	

5. 危険・有害性の分類

【分類の名称】 急性毒性物質及び高圧ガス
 【危険性】 火災・爆発性 原料は引火性を有する液体であり、噴射剤に使用している液化石油ガスは容易に爆発する。又、液化石油ガスは空気より重いため、低所に滞留する。
 【有害性】 有毒性(吸入した場合) ①蒸気でめまい、頭痛等をおこす。
 ②液を肺内に吸引すると肺水腫や出血を起こす。
 (眼に入った場合) ①結膜炎を起こす。

6. 応急措置

【皮膚に付いた場合】 石けん水で十分に洗浄し、皮膚調整用クリームを塗布する。
 【目に入った場合】 直ちに清浄水で15分以上洗眼し、もし刺激が残っていれば医師の診断を受ける。
 【吸入した場合】 風通しの良い場所に移動し、新鮮な空気を吸わせる。
 【誤飲した場合】 無理に吐かせずに、速やかに医師の診断を受ける。

7. 火災時の措置

【消火方法】 初期の火災には炭酸ガス、粉末などを用いる。水の使用は火災を拡大し危険な場合がある。大規模火災には泡消火剤を用いる。

【消火剤】 霧状の強化液、泡、炭酸ガス、粉末

8. 漏洩時の措置
- ・ 風下の人を退避させる。漏洩した場所の周辺にはロープを張るなどして人の立ち入りを禁止する。付近の着荷源となるものを速やかに取り除く、作業の際には必ず保護具を着用する。風下で作業をしない。
 - ・ 少量の場合は、漏洩した液は土砂等で吸着させさせて空容器に回収し、そのあとを多量の水で洗い流す。
 - ・ 大量の場合は、漏洩した液は土砂などでその流れを止め、安全な場所に導いた後、液の表面を泡等で覆い、出来るだけ容器に回収する。そのあとは多量の水を用いて洗い流す。
 - ・ この場合、河川等に排出されないように注意する。

9. 取扱及び保管上の注意

【取扱】 ① 指定数量以上の量を取扱う場合には、法で定められた基準に満足する製造所、貯蔵所、取扱所で行う。

② 炎、火花または高温体との接近を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させないこと(危険物の規制に関する政令第25条)

③ 常温で取扱うものとし、その際、水分、キヨウ雑物の混入に注意する。

④ 静電気が発生する恐れのある設備には、蓄積する静電気を除去する設備を設けること。

⑤ 石油製品から発生した蒸気は空気より重いので滞留しやすい、そのため換気及び火気などへの注意が必要である。

⑥ 危険物が残存している機械設備などを修理する場合は安全な場所において、危険物を完全に除去した後に行うこと。(同上第24条)

【保管】 ① 直射日光を避け、温度が40℃以上にならない場所に保管すること。

② 酸化性物質、有機過酸化物などと同一場所に置かない。

③ 保管時における関係法規 ◎ 消防法(第9条3, 第10条など)

10. 暴露防止措置

【管理濃度】 100ppm (労働安全衛生法)

【許容濃度】

／	塩化メチレン	液化石油ガス	鉱油ミスト
ACGIH(1999年) TLV-TWA	50ppm 174mg/m ³		5mg/m (Oil mist)
日本産業衛生学会勧告値(2000年)	50ppm(暫定値) 170mg/m ³ (暫定値)		3mg/m
OSHA PEL TWA	500ppm 1,000mg/m ³ (上限値) 2,000mg/m ³ (最高値)	1,000ppm	

<p>【設備対策】 安全管理・ガスの検知</p> <p>貯蔵上の注意</p> <p>保護具</p>	<p>①測定機：可燃性・有毒ガス測定機、可燃性ガス警報機、ガス検知器</p> <p>②検知管：塩化メチレン用</p> <p>火気厳禁、直射日光を避け冷暗所に保管(温度が40度以上となるには置かないこと)</p> <p>防毒マスク(有機ガス用)、保護メガネ、不浸透性の手袋</p>
---	---

11. 物理/化学的性質

【外観】 薄緑色透明液体 【臭い】 鉱物臭 【比重】 0.8(25℃)*原液の有効成分として 【引火点】 -102℃(密閉)*LPG成分中のプロパンとして 【発火点】 データなし 【沸点】 データなし 【融点】 -187.8℃/atm *LPG成分中のプロパンとして

【蒸気圧】 データなし 【初留点】 データなし 【溶解度】 水に不溶 【エアゾール缶の製品圧力】 4.0±0.5kg/cm²(25℃)

12. 危険性情報

【原液】 引火点： 35℃< 発火点： 229℃<

爆発限界(上限)： 測定データなし (下限)： 測定データなし

可燃性： あり 発火性(自然発火性、水との反応性)： なし

酸化性： なし 自己反応性・爆発性： なし

加熱・燃焼： 危険性有り (火災さらされると強い毒性と刺激性のガスを発生させる*成分中の塩化メチレンの特性として)

【噴射剤】 引火点： -104.4℃ 発火点： 460~550℃

爆発限界(上限)： 9.5% (下限)： 2.2%

可燃性： あり 発火性(自然発火性、水との反応性)： なし

酸化性： なし

自己反応性・爆発性： なし 粉じん爆発性： なし

安定性： 良 反応性： なし

13. 有害性情報 *全て塩化メチレンのデータ

- 皮膚に触れた場合 ①刺激がややある。
②薬傷を負うことがある。
- 眼に入った場合 ①薬傷を負うことがある。
- 吸入した場合 ①蒸気は麻酔作用がある。
②短時間に多量の蒸気を吸入すると急性中毒を起こす。

刺激性

ラビット	810mg/24H: 強度 (皮膚)
	100mg/24H: 中度 (皮膚)
ラビット	162mg: 中度 (眼)
	10mg: 軽度 (眼)
	500mg: 24H 軽度 (眼)

急性毒性

(RTECS), NIOSH, (1994年)

◇吸入毒性

マウス LC₅₀ 14,400ppm/7H

◇経口毒性

ラット LD₅₀ 1,600mg/kg

14. 環境影響情報 *全て塩化メチレンのデータ

- 【分解性】 難分解性(BOD 5~26%)
- 【蓄積性】 低濃縮性(コイ)(濃縮倍率 1.3倍以下/6週)
- 【魚毒性】 ヒメダカ LC₅₀(48H) 331.0 mg/l

15. 廃棄上の注意

- ・適用される産業廃棄物処理処理基準及び法規に従う。
- ・エアゾール缶としては、使いきって捨てること。
- ・これを含む排水は油水分離、活性汚泥等の処理により清浄にしてからでないとは排出してはならない

16. 輸送上の注意

- ・国連分類 : クラス3
- ・国連番号 : 1950 (エアゾール)
- ・容器は温度の上昇を防止する (40℃以下)

17. 適用法令

- ・労働安全衛生法 施行令別表6の2有機溶剤(第2種有機溶剤)*塩化メチレン
" (第3種有機溶剤)*芳香族系溶剤
施行令第18条別表9(名称等を通知すべき有害物)*塩化メチレン、キシレン(異性体)、クメン、トリメチルベンゼン(異性体)
施行令別表第1危険物(可燃性ガス)*L.P.G
- ・消防法 第9条の2(貯蔵等の届出を要する物質法令[300kg])*L.P.G
危険物第4類第2石油類(非水溶性)(指定数量1000ℓ)*芳香族系溶剤
- ・化学物質管理促進法 第1種指定化学物質 *モリブデン化合物、塩化メチレン、キシレン(異性体)、トリメチルベンゼン
- ・高圧ガス取締り法 第2条(液化ガス)一般高圧ガス保安規則第2条(可燃性ガス)*L.P.G
- ・航空法 施行規則第194条告示別表第2高圧ガス D-旅客禁止*L.P.G
施行規則第194条告示別表第9毒物 N-等級3*塩化メチレン

18. その他

- 文献：①危険物データブック： 消防庁警防研究会(昭和63年)
- ②産業中毒便覧
- ③12093の化学商品： 化学工業日報社発行
- ④化学品安全管理データブック： 化学工業日報社発行
- ⑤適用法規総覧： 化学工業日報社発行
- ⑥通産省 公報：昭和52年11月30日

記載内容の問い合わせ先： エアゾール製品担当部 ☎ 03-3774-5259

製品安全データシートは、危険有害な化学製品について、安全な取り扱いを確保するための参考情報として、取り扱う事業者提供されるものです。

取り扱う事業者は、これを参考として、自らの責任において、個々の取り扱い等の実態に応じた適切な処置を講ずることが必要であることを理解した上で、活用されるようお願い申し上げます。

従って、本データシートそのものは、安全の保証書ではありません。